# 福岡県環境保全対策技術指針

平成15年11月

福 岡 県

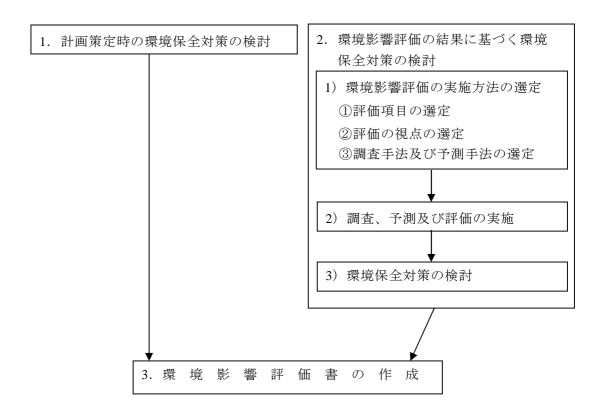
# 福岡県環境保全対策技術指針

#### 第1 趣旨

この技術指針は、開発事業に対する環境保全対策要綱が適用される開発事業のうち、同要綱第5の1(10)に規定する小規模対象事業について、同要綱第6の1の規定により「環境の保全対策について記載した書類」として提出される環境影響評価書の作成方法を定めたものである。

#### 第2 環境影響評価書の作成手順

環境影響評価書の作成手順は、次のとおりとする。



### 第3 計画策定時の環境保全対策の検討

- 1 事業者は、事業計画を策定するときは、当該事業の内容を考慮した基本的な環境 保全対策も併せて策定するよう努めるものとする。
- 2 計画策定時の環境保全対策の検討に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 福岡県環境総合基本計画その他の行政機関が定めた環境に関する施策との整合を図ること。
  - (2) 環境の保全に関連する法令に定める規制基準等を遵守すること。

## 第4 環境影響評価の結果に基づく環境保全対策の検討

- 1 事業者は、事業の内容及び地域特性を踏まえて実施した環境影響評価の結果に基づき、環境保全対策を検討するものとする。
- 2 環境影響評価の実施の方法及び環境保全対策の検討の方法については、第5から 第7に定めるところによる。

#### 第5 環境影響評価の実施方法の選定

1 事業者は、別表第 1、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 に示す対象事業ごとの標準項目をもとに、事業の内容及び地域特性を踏まえて環境影響評価を行う項目を選定するものとする。

別表第2において評価項目ごとに示された「評価を要しない場合」に該当する場合、他の法令等に基づき評価が行われている場合、事業の内容及び地域特性により 当該項目に係る環境影響がないか若しくは環境影響の程度が極めて小さいことが明 らかである場合、又は事業実施区域若しくはその周辺地域に当該項目に係る環境影響を受ける対象が相当期間存在しないことが明らかである場合には、当該項目を省 略することができる。

また、事業の内容及び地域特性により、必要に応じ標準項目以外の項目についての環境影響評価の実施について検討し、追加するものとする。

- 2 各評価項目に係る評価の視点は、別表第2のとおりとする。 また、事業の内容及び地域特性により、必要に応じ他の視点による評価の実施に ついて検討し、追加するものとする。
- 3 各評価項目に係る調査手法及び予測手法は、別表第2のとおりとする。 ただし、環境影響の程度の考慮、類似の事例の検討等により、これ以外に適切な 手法があると認められる場合は、その手法を選択することができるものとする。

#### 第6 調査、予測及び評価の実施

- 1 調査の実施にあたっては、環境への影響を生じない手法を用いるよう配慮するものとする。
- 2 工事の内容、供用時の事業内容等の事業計画の詳細な内容が確定していない場合 にあっては、標準的な工法、想定している事業内容をもとに可能な限り予測を行う よう努めるものとする。
- 3 計画策定時の環境保全対策を策定している場合は、その対策の確実性を再度検討 したうえで、その対策の効果を考慮に入れて予測を行うこととする。
- 4 評価は、評価の視点に照らして、対象事業の実施による環境影響が事業者に実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとし、環境保全の観点からの国、県及び市町村の基準及び目標との整合が図られているか否かについて併せて検討するものとする。

#### 第7 環境保全対策の検討

事業者は、環境影響評価の結果に基づき、次の点に留意して環境保全対策を検討 するものとする。

- (1) 環境保全対策は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、又は低減し、また、各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成を図るものであること。
- (2) 環境保全対策としては、環境影響の回避又は低減をまず検討し、その結果を踏まえて必要に応じ代償措置を検討すること。

なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。

(3) 環境保全対策については、複数案の比較等により実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かを検討すること等を通じて、その妥当性を検証するよう努めること。

#### 第8 環境影響評価書の作成

環境影響評価書の記載事項は、別紙のとおりとするほか、記載にあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 既存の文献等を利用した場合は、出典を明らかにすること。
- (2) 希少生物の生息、生育に関する情報は、公開に当たって必要に応じ種及び場所を特定できないよう整理する等、希少生物の保護に配慮すること。

#### 附則

- 1 この指針は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この指針は、科学的知見を踏まえ随時改訂することとする。

# 附 則

- 1 この指針は、平成13年5月8日から適用する。
- 2 この指針は、科学的知見を踏まえ随時改訂することとする。
- 3 この指針の施行の際、既に従前の指導により環境影響評価を実施していたものについては、この指針は適用しない。

#### 附則

- 1 この指針は、平成 15 年 11 月 19 日から適用する。
- 2 この指針は、科学的知見等を踏まえ随時改訂することとする。
- 3 この指針の施行の際、既に従前の指導により環境影響評価を実施していたものについては、この指針は適用しない。

ただし、新たに義務を課すこととはならないものについては、この限りではない。

- 1 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
- 2 事業の名称
- 3 事業の種類
- 4 事業の規模
- 5 事業実施場所
- 6 事業の目的
- 7 環境保全対策の検討に係る事項のうち、次の内容
  - (1) 計画策定時の環境保全対策を検討した項目と環境影響評価の実施を検討した項目の一覧
  - (2) 評価項目の選定に係る経緯
    - ①別表第1、別表第1の2及び別表第1の3に示す対象事業ごとの標準項目のうち、 評価項目として選定したものと省略したものを明らかにし、その理由を記載する こと。なお、他の法令等に基づき評価が行われていることにより省略した場合は、 他の法令等に基づき実施された評価の概要を記載すること。
    - ②標準項目以外の項目を追加した場合は、その項目と追加した理由を記載すること。
    - ③距離を根拠として評価項目の選定、省略又は追加を行ったものについては、その 距離が明らかとなる地図を添付すること。
  - (3) 次の事項を評価項目ごとにとりまとめたもの
    - ①評価の視点
    - ②調査手法及び予測手法
    - ③調査及び予測の結果並びに評価
  - (4) 環境保全対策の内容
    - ①計画策定時の環境保全対策と環境影響評価の結果に基づく環境保全対策を区別して記載すること。
    - ②環境保全対策の内容については、環境保全対策の実施方法、実施の効果、対策の 実施によって生じるおそれのある環境への影響等を可能な限り具体的に記載する こと。
  - (5) その他環境影響評価を行う上で必要な範囲における事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況に関する資料
- 8 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、受託者の氏名及び 住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

別表第1 (第5関係)環境影響評価項目

77777									
	評 価 項 目			対 象 事 業					
分類	環境要素	影響要因	宅地の造成 (5ha以上の住 宅地を除く)	鉱物の 掘採	土石の 採取	水面の 埋立て (3ha-	スポーツ・ レクリエー ション施設 用地の造成	墓園の 造成	
		十地の改変	七地を除く)	0	0	100ha)	用地の造成		
	重要な地形・地質	埋立地の存在				0			
	植物の重要な種及び群落	土地の改変	0	0	0		0	0	
自然環境の保	動物の重要な種及び注目すべき	埋立地の存在 土地の改変	0	0	0	0	0	0	
境の保全に係	生息地	埋立地の存在				0			
る項目	主要な眺望景観等	土地の改変	0	0	0		0	0	
		埋立工事及び埋立地の存在 土地の改変	0	0	0	0	0		
	人と自然との触れ合い活動の場	埋立工事及び埋立地の存在				0	<del>                                     </del>		

別表第1の2 (第5関係)環境影響評価項目

<u> 刀リ4×り</u>	12 T ^>		<u> </u>				
			評 価 項 目	対 象 事 業			
分類	環境要素		影響要因	住宅地の造成 (5ha以上)	水面の 埋立て (100ha 以上)	ゴルフ 場の造 成	
	重要が	は地形・地質	土地の改変	0		0	
	主义:		埋立地の存在		0		
	植物の	の重要な種及び群落	土地の改変	0		0	
自然環		12 0 ESCO 11 II	埋立地の存在	_	0	_	
境の保		)重要な種及び注目すべき	土地の改変	0		0	
全に係	生息地	<u>t</u>	埋立地の存在		0		
る項目	-)- mi ↓	以	土地の改変	0		0	
	土安な	<b>以</b> 此至京既守	埋立工事及び埋立地の存在		0		
	1 レビ	1然との触れ合い活動の場	土地の改変	0		0	
	八と日然との触れらい情動の場		埋立工事及び埋立地の存在		0		
	大気質	酸化窒素	建設機械・掘削機械等の稼働	0	0	0	
			工事用資材・土砂等の運搬	0	0	0	
			建設機械・掘削機械等の稼働	0	0	0	
			工事用資材・土砂等の運搬	0	0	0	
		農薬	ゴルフ場における農薬の空中散布			0	
		水の濁り	降雨時に流出する濁水	0	_	0	
			埋立工事により発生する汚濁		0		
生活環	1 55	水の汚れ	造成地の上物からの排出水	0		0	
境の保	水質		埋立てに伴う閉鎖性水域の出現		0		
全に係		農薬	ゴルフ場における農薬の散布			0	
る項目		底質	埋立工事		Ö		
	土壌汚	⊆ ¥h.	海域等のしゅんせつ工事	N #	に応じ		
	工場代	7朱	造成工事 建設機械・掘削機械等の稼働		<del>,</del>	_	
	騒音		工事用資材・土砂等の運搬	0	0	0	
	-		工事用質材・工砂等の運搬   建設機械・掘削機械等の稼働	0	0	0	
	振動		工事用資材・土砂等の運搬	0	0	0	
			造成地の上物の供用時における地下水の揚水に				
	地盤沈	下	よる地下水位の低下	0		0	

#### 別表第1の3 (第5関係)環境影響評価項目

<u> </u>	<b>す I ▽</b> ノ	3 (角3)関係/	<u> </u>		
			評 価 項 目	対 象 事	業
分類	環境要素		影響要因	工場(大気)	工場 (水質)
		二酸化窒素	工場の操業に伴うばい煙発生施設の稼働	0	
	大気質	浮遊粒子状物質	工場の操業に伴うばい煙発生施設の稼働	0	
		二酸化硫黄	工場の操業に伴うばい煙発生施設の稼働	0	
	水質	水の濁り	工場の操業に伴う施設等からの排出水		0
		水の汚れ	工場の操業に伴う施設等からの排出水		0
生活環		富栄養化	工場の操業に伴う施設等からの排出水		0
境の保	土壌汚染		工場における有害物質の取扱い又は製造	0	0
全に係	騒音		工場の操業に伴う騒音を発生する施設の稼働	0	0
る項目	振動		工場の操業に伴う振動を発生する施設の稼働	0	0
	地盤沈下		工場の操業に伴う地下水の揚水による地下水位 の低下	0	0
	悪臭		工場における悪臭を発生させる物質等の取扱い 又は製造	0	0
	廃棄物	1	工場の稼働に伴う発生	0	0

- - により注目すべき生息地をいう。
  - この表において「主要な眺望景観等」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所(以下「主要な眺望点」という。)及び景観資源並びに主要な眺望点からの景観をいう。

  - この表において「人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び建設機械・掘削機械等の稼働又は資材の堆積に伴い発生する粒子状物質をい

別表第2 (第5関係) 評価の視点、評価を要しない場合、調査手法及び予測手法

	西項目		- 17   17   17   17   17   17   17   17
環境要素	影響要因 土地の改変		評価の視点、評価を要しない場合、調査手法及び予測手法 重要な地形・地質の改変の程度
形・地質	工地小员及	評価を要しな	事業実施区域内に重要な地形・地質が存在しない場合
		い場合 調査手法	1. 調查項目
		M 五 1 14	①事業実施区域及びその周辺地域における重要な地形・地質の分布
			②事業実施区域内の重要な地形・地質の状況及び特性
			2. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた重要な地形・地質の改変の程度 2. 予測対象時期
			①土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期
			3. 予測方法
	埋立地の存	評価の視点	①事例の引用又は解析 重要な地形・地質の改変の程度
	在	評価を要しな	事業実施区域内に重要な地形・地質が存在しない場合
		い場合 調査手法	
		<b>嗣宜于</b> 伍	1. 調査項目 ①事業実施区域及びその周辺地域における重要な地形・地質の分布
			②事業実施区域内の重要な地形・地質の状況及び特性
			2. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた重要な地形・地質の改変の程度 2. 予測対象時期
			①埋立地の完成後の環境影響を的確に把握できる時期
			3. 予測方法
植物の重	十地の改変	評価の視点	①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度
要な種及	110,30	評価を要しな	事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内に植物の重要な種及び群落
び群落		い場合	が存在しない場合
0、肝治			
		調査手法	1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布
			1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境
			1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域
			1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内
			1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法
			1. 調査項目 ① 植物の重要な種及び群落の分布 ② 植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ① 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ② 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ① 既存資料の収集又は現地調査
			1. 調査項目 ① 植物の重要な種及び群落の分布 ② 植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ① 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ② 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ① 既存資料の収集又は現地調査 ② 既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目
		調査手法	1. 調査項目 ① 植物の重要な種及び群落の分布 ② 植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ① 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ② 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ① 既存資料の収集又は現地調査 ② 既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ① 事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程
		調査手法	1. 調査項目 ① 植物の重要な種及び群落の分布 ② 植物の重要な種及び群落の生育環境 2. 調査地域 ① 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ② 事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ① 既存資料の収集又は現地調査 ② 既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ① 事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 2. 予測対象時期
		調査手法	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査</li> <li>予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的</li> </ol>
		調査手法	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査</li> <li>予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法</li> </ol>
		予測手法	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査</li> <li>予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法 ①事例の引用又は解析</li> </ol>
		調査手法 予測手法 評価の視点	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査</li> <li>予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> </ol>
	埋立地の存在	調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>2. 予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>3. 予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合</li> </ol>
		調査手法 予測手法 評価の視点 評価を要しな	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合</li> <li>調査項目</li> </ol>
		調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>2. 予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>3. 予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合</li> </ol>
		調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>副査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 2. 予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期 3. 予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合 1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の生育環境</li> </ol>
		調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>副査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 2. 予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期 3. 予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合 1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>ご調査地域 ②事業実施区域</li> </ol>
		調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>訓査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ③事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査</li> <li>予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度</li> <li>事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域</li> <li>事業実施区域</li> <li>②事業実施区域</li> <li>3. 調査方法</li> </ol>
		調査手法  予測手法  評価の視点  評価を要い場合	<ol> <li>訓査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ②事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 ③事業実施区域及びその周辺概ね20mの範囲内 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 2. 予測対象時期 ①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期 3. 予測方法 ①事例の引用又は解析 植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程度 事業実施区域内に植物の重要な種及び群落が存在しない場合 1. 調査項目 ①植物の重要な種及び群落の分布 ②植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査項目 ①植物の重要な種及び群落の生育環境</li> <li>調査地域 ②事業実施区域</li> <li>②事業実施区域</li> </ol>

	1	- ) Pri ) · I	
		予測手法	1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた植物の重要な種及び群落の生育環境の変化の程 m
			度 2. 予測対象時期
			①植物の生育及び植生の特性を踏まえ、埋立地の完成後の環境影響を 的確に把握できる時期
			3. 予測方法 ①事例の引用又は解析
動物の重 要な種及 び注目す	土地の改変	評価の視点 評価を要しな い場合	動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の変化の程度 事業実施区域及びその周辺概ね200mの範囲内に動物の重要な種及び注 目すべき生息地が存在しない場合
べき生息		調査手法	1.調査項目
地		MAL 1 IA	①動物の重要な種及び注目すべき生息地の分布 ②動物の重要な種の生息環境及び生態に関する情報
			2. 調査地域 ①事業実施区域及びその周辺概ね200mの範囲内
			②事業実施区域及びその周辺概ね200mの範囲内 3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
		1 101 1 12	①事業計画を踏まえた動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息 地の変化の程度
			2. 予測対象時期 ①動物の生息の特性を踏まえ、土地の改変後の環境影響を的確に把握
			できる時期 3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
	埋立地の存		動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の変化の程度
	在	評価を要しな	事業実施区域内に動物の重要な種及び注目すべき生息地が存在しない場
		い場合 調査手法	合 1. 調査項目
		<b>则且于仏</b>	①動物の重要な種及び注目すべき生息地の分布
			②動物の重要な種の生息環境及び生態に関する情報 2. 調査地域
			①事業実施区域 ②事業実施区域
			3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	②既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目
		1 规于仏	①事業計画を踏まえた動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息 地の変化の程度
			2. 予測対象時期 ①動物の生息の特性を踏まえ、埋立地の完成後の環境影響を的確に把
			握できる時期 3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
主要な眺 望景観等	土地の改変	評価の視点	・主要な眺望点及び景観資源の改変の程度 ・主要な眺望点及び景観資源の利用への影響
		評価を要しな	事業実施区域内に主要な眺望点及び景観資源が存在せず、かつ、事業実
		い場合	施区域内を主なアクセス経路とする主要な眺望点及び景観資源が周辺に 存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目 ①主要な眺望点及び景観資源の分布
			②主要な眺望点及び景観資源の利用の状況
			2. 調査地域 ①事業実施区域
			②事業実施区域及びその周辺地域 3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた主要な眺望点及び景観資源の改変の程度 ②事業計画を踏まえた主要な眺望点及び景観資源の利用への影響
			2. 予測対象時期

1			1
			①土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期
			②土地の改変中又は改変後の環境影響を的確に把握できる時期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析 ②事例の引用又は解析
	埋立工事及		・主要な眺望点及び景観資源の改変の程度
	世立工事及 び埋立地の	計画の元点	・主要な眺望点及び景観資源の利用への影響
	存在	評価を要しな	事業実施区域内に主要な眺望点及び景観資源が存在せず、かつ、事業実
		い場合	施区域内を主なアクセス経路とする主要な眺望点及び景観資源が周辺に
			存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目
			①主要な眺望点及び景観資源の分布
			②主要な眺望点及び景観資源の利用の状況
			2. 調査地域 ①事業実施区域
			②事業実施区域及びその周辺地域
			3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた主要な眺望点及び景観資源の改変の程度
			②事業計画を踏まえた主要な眺望点及び景観資源の利用への影響
			2. 予測対象時期
			①埋立地の完成後の環境影響を的確に把握できる時期
			②埋立地の工事中又は完成後の環境影響を的確に把握できる時期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析 ②事例の引用又は解析
人と自然	土地の改変	評価の視点	・人と自然との触れ合い活動の場の改変の程度
との触れ	2,0,0	h   lm ->  /c////	・人と自然との触れ合い活動の場の利用への影響
合い活動		評価を要しな	事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場が存在せず、かつ、事
の場		い場合	業実施区域内を主要なアクセス経路とする人と自然との触れ合い活動の
		細木工汁	場が周辺に存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目   ①人と自然との触れ合い活動の場の分布
			②人と自然との触れ合い活動の場の利用の状況
			2. 調査地域
			①事業実施区域
			②事業実施区域及びその周辺地域
			3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
		- No. 1 - 1 No. 1	②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた人と自然との触れ合い活動の場の改変の程度 ②事業計画を踏まえた人と自然との触れ合い活動の場の利用への影響
			②事業計画を踏まえた八と自然との触れらい信動の物の利用への影響 2. 予測対象時期
			①土地の改変後の環境影響を的確に把握できる時期
			②土地の改変中又は改変後の環境影響を的確に把握できる時期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
			②事例の引用又は解析
	埋立工事及	評価の視点	・人と自然との触れ合い活動の場の改変の程度
	び埋立地の 存在	部位を乗しむ	・人と自然との触れ合い活動の場の利用への影響
	1于1工	評価を要しな い場合	事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場が存在せず、かつ、事業実施区域内を主要なアクセス経路とする人と自然との触れ合い活動の
			場が周辺に存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目
			①人と自然との触れ合い活動の場の分布
			②人と自然との触れ合い活動の場の利用の状況
			2. 調査地域
			①事業実施区域
			②事業実施区域及びその周辺地域 3. 調査方法
			3. 調査方法   ①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
1	I	<u> </u>	ラクロロ ヌエロ・バス・ノ・ロップ・ビル・ロー・

			_
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた人と自然との触れ合い活動の場の改変の程度
			②事業計画を踏まえた人と自然との触れ合い活動の場の利用への影響
			2. 予測対象時期
			①埋立地の完成後の環境影響を的確に把握できる時期
			②埋立地の工事中又は完成後の環境影響を的確に把握できる時 期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
			②事例の引用又は解析
粉じん等		評価の視点	周辺の人家等への影響
		評価を要しな	作業を行う区域から概ね150mの範囲内に粉じん等による影響を受ける
	の稼働	い場合	対象(人家等)が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目
			①気象の状況
			・毎月の風向別頻度と風速5.5m/sを超過する度数
			<ul><li>毎月の降雨の状況</li></ul>
			②建設機械・掘削機械等の稼働台数及び作業スケジュール
			③粉じん等による影響を受ける対象(人家等)の位置
			2. 調査地点及び調査地域
			①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
			できる場所
			③作業を行う区域から概ね150mの範囲内
			3. 調査対象期間
			①過去1年間以上
			4. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
			②事業計画に基づく把握
		7 m/ - 7/1.	③既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①風向別頻度と人家等の位置との関係を踏まえた影響の程度
			②風速の状況と作業スケジュールを踏まえた影響の程度
			③降雨の状況と作業スケジュールを踏まえた影響の程度
			2. 予測対象時期
			①建設機械・掘削機械等の稼働が最大となる時期
			②建設機械・掘削機械等の稼働が最大となる時期
			③建設機械・掘削機械等の稼働が最大となる時期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
			②事例の引用又は解析
			③事例の引用又は解析
	工事用資	評価の視点	運搬車両の通行経路近傍の人家等への影響
		評価を要しな	運搬車両のすべての通行経路において、運搬車両の通行量が1日当たり
	の運搬	い場合	2,000台以下の場合
		調査手法	1. 調査項目
			①運搬車両の通行経路ごとの1日当たりの通行量
			2. 調査方法
		- No. 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	①事業計画に基づく把握又は事例の引用
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた運搬車両の通行経路近傍の人家等への影響の程
			度
			2. 予測対象時期
			①運搬車両の通行量が最大となる時期
			3. 予測方法
	7-h 1-01-7-1		①事例の引用又は解析
二酸化窒		評価の視点	周辺の人家等への影響
素		評価を要しな	作業を行う区域から概ね150mの範囲内に二酸化窒素による影響を受け
	の稼働	い場合	る対象(人家等)が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目
			①気象の状況
			・毎月の降雨の状況
			②環境中の二酸化窒素の濃度の状況
			③建設機械・掘削機械等の稼働台数及び作業スケジュール
			2. 調査地点
			①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
	l	l	できる場所

		②最寄りの大気汚染常時測定局等又は事業実施区域の大気汚染の状況
		を最もよく把握できる場所
		3. 調査対象期間
		①過去1年間以上(日本佐はみた間200/は)
		②過去1年間以上(日平均値の年間98%値)
		4. 調査方法
		①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査
		③事業計画に基づく把握又は事例の引用
		1. 予測項目
	1 1/1 1 1/2	①降雨の状況と作業スケジュールを踏まえた影響の程度
		②二酸化窒素の濃度の現況を踏まえた影響の程度
		2. 予測対象時期
		①建設機械・掘削機械等の稼働が最大となる時期
		②建設機械・掘削機械等の稼働が最大となる時期
		3. 予測方法
		①事例の引用又は解析
<b>一</b>		②事例の引用又は解析
	評価の視点 評価を要しな	運搬車両の通行経路の周辺環境への影響 運搬車両のすべての通行経路において、次のいずれかの要件に該当する
の運搬	い場合	場合
~ ~		①将来交通量(現況交通量+運搬車両の通行量)が1日当たり50,
		000台以下の場合
		②運搬車両の通行による交通量の増加分が将来交通量の1%以下の場
	調査手法	③運搬車両の通行量が1日当たり500台以下の場合
	<b>副</b> 鱼十伝	1. 調査項目 ①運搬車両の通行経路ごとの1日当たりの通行量
		2. 調査方法
		①事業計画に基づく把握又は事例の引用
	予測手法	1. 予測項目
		①事業計画を踏まえた運搬車両の通行経路の周辺環境への影響の程度
		2. 予測対象時期
		①運搬車両の通行量が最大となる時期
		3. 予測方法
工場の操業		①事例の引用又は解析 周辺環境への影響
	評価を要しな	
煙発生施設	い場合	なし
	調査手法	1. 調査項目
		①気象の状況
		・毎月の風向別頻度と風速の状況
		②環境中の二酸化窒素の濃度の状況
		③ばい煙発生施設から排出される二酸化窒素の量
		2. 調査地点 ①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
		①取引がXX転換点等又は事業天旭区域のXXX低で取りよく記述 できる場所
		②最寄りの大気汚染常時測定局等又は事業実施区域の大気汚染の状況
		を最もよく把握できる場所
		3. 調査対象期間
		①過去1年間以上
		②過去1年間以上(日平均値の年間98%値)
		4. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
		②既存資料の収集又は現地調査
		③事業計画に基づく把握又は事例の引用
	予測手法	1. 予測項目
		①ばい煙発生施設の稼働時の環境中の二酸化窒素濃度
		②二酸化窒素濃度の将来予測値を踏まえた周辺環境への影響の程度
		2. 予測対象時期
		①事業活動が定常状態となる時期
		②事業活動が定常状態となる時期
		3. 予測方法
		①解析式による計算 ②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用
	l .	ᇦᄞᆓᄱᄶᇰᄖᆑᇰᇫᄼᇋᅏᄱᄉᄻᆓᄞᄬᄼᄁᄱ

浮遊粒子	丁場の撮業	評価の視点	周辺環境への影響
状物質		評価を要しな	
	煙発生施設	い場合	なし
	の稼働	調査手法	1. 調査項目
			①気象の状況 ・毎月の風向別頻度と風速の状況
			②環境中の浮遊粒子状物質の濃度の状況
			③ばい煙発生施設から排出される浮遊粒子状物質の量
			2. 調査地点
			①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握 できる場所
			②最寄りの大気汚染常時測定局等又は事業実施区域の大気汚染の状況
			を最もよく把握できる場所
			3. 調査対象期間
			①過去1年間以上 ②過去1年間以上(日平均値の2%除外値)
			4. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
			③事業計画に基づく把握又は事例の引用 1. 予測項目
		了侧于伍	①ばい煙発生施設の稼働時の環境中の浮遊粒子状物質濃度
			②浮遊粒子状物質濃度の将来予測値を踏まえた周辺環境への影響の程
			度
			2. 予測対象時期 ①事業活動が定常状態となる時期
			②事業活動が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①解析式による計算
一酸化硫	工場の操業	評価の組占	②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用 周辺環境への影響
黄	に伴うばい	評価を要しな	なし
	煙発生施設		
	の稼働	調査手法	1. 調査項目   ①気象の状況
			・毎月の風向別頻度と風速の状況
			②環境中の二酸化硫黄の濃度の状況
			③ばい煙発生施設から排出される二酸化硫黄の量
			2. 調査地点 ①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
			できる場所
			②最寄りの大気汚染常時測定局等又は事業実施区域の大気汚染の状況
			を最もよく把握できる場所 3. 調査対象期間
			①過去1年間以上
			②過去1年間以上(日平均値の2%除外値)
			4. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査 ②既存資料の収集又は現地調査
			③事業計画に基づく把握又は事例の引用
		予測手法	1. 予測項目
			①ばい煙発生施設の稼働時の環境中の二酸化硫黄濃度
			②二酸化硫黄濃度の将来予測値を踏まえた周辺環境への影響の程度 2. 予測対象時期
			2. 了例列系時期 ①事業活動が定常状態となる時期
			②事業活動が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①解析式による計算 ②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用
上层所)。	ゴルフ場に	評価の視点	空中に拡散する農薬成分による周辺環境への影響
人気質に		II NAVIN	
大気質に 係る農薬	おける農薬	評価を要しな	農薬の空中散布を行わない場合
係る農薬	おける農薬 の空中散布	い場合	農薬の空中散布を行わない場合
係る農薬	おける農薬	評価を要しな い場合 調査手法	1. 調査項目
係る農薬	おける農薬	い場合	

	•	•	
			2. 調査地点 ①最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
			できる場所 3. 調査対象期間
			①過去1年間以上
			4. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
			②事業計画に基づく把握
		予測手法	1. 予測項目
			①気象の状況と農薬の使用方法を踏まえた周辺環境への影響の程度 2. 予測対象時期
			①農薬の種類ごとの散布時期
			3. 予測方法 ①事例の引用又は解析
水の濁り	降雨時に流		下流域の利水地点における水の利用への影響
	出する淘水	評価を要しな い場合	濁水の発生地点から下流方向に概ね500m以内に利水地点が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期
			②気象の状況
			・降雨の状況(年間の日最大降雨量) ③沈砂池(調整池)を設ける場合にあっては、沈砂池(調整池)に流
			入する濁水の量及び水質
			2. 調査地域及び調査地点 ①濁水の発生地点から下流方向に概ね500mの範囲内
			②最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
			できる場所 3. 調査対象期間
			②過去1年間以上
			4. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	③事業計画に基づく把握、事例の引用、既存資料の収集又は現地調査 1. 予測項目
			①沈砂池(調整池)出口における浮遊物質量(以下「SS」という)の
			将来予測値 ②SSの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への
			影響の程度 2. 予測対象時期
			①降雨の状況及び工事の状況を踏まえて影響が最大となる時期
			②利水時期を踏まえて水の利用への影響が最大となる時期 3. 予測方法
			①解析式による計算又は事例の引用
	押立て事に	評価の視点	②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用 周辺海域への影響
	より発生す	評価を要しな	なし
	る汚濁	い場合 調査手法	1. 調査項目
			①埋立工事の作業スケジュール
			②埋立材の種類及び量 2. 調査方法
			①事業計画に基づく把握
		予測手法	②事業計画に基づく把握 1. 予測項目
			①埋立工事により発生する濁りの分布
			2. 予測対象時期 ①工事による影響が最大となる時期
			3. 予測方法
	工場の操業	評価の視点	①事例の引用又は解析 ・下流域の利水地点における水の利用への影響
	に伴う施設		・排出水による影響を受ける地点における環境基準への適否
	等からの排出水	評価を要しな い場合	なし
		調査手法	1. 調査項目
			①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②下流域における流量及びSSの状況

				③工場からの排出水の量及びSS
				2. 調査地域及び調査地点
				①工場からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に
				希釈されるまでの範囲内
				②工場からの排出水の排出地点、工場からの排出水が流入する水系に おいて排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈さ
				れる地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点
				3.調査方法
				①既存資料の収集又は現地調査
				②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間
				隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ3日以上
				(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集
				③事業計画に基づく把握
			予測手法	1. 予測項目
				①調査地点におけるSSの将来予測値
				②SSの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への
				影響の程度
				③SSの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否の状
				况 0. 不测量免帐期
		1		2. 予測対象時期
		1		①事業活動が定常状態となる時期 ②利水時期を踏まえて水の利用への影響が最大となる時期
				③事業活動が定常状態となる時期
				3. 予測方法
		1		3. 子側ガ伝 ①解析式による計算(解析にあたっては、河川の流量については低水
		1		流量又は全測定結果のうちの最小値を使用し、工場からの排出水の量
				及びSSについては最大値を使用すること)
				②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用
				③計算結果を踏まえた解析
オ	くの汚れ	造成地の上	評価の視点	・下流域の利水地点における水の利用への影響
		物からの排		・排出水による影響を受ける地点における環境基準への適否
		出水	評価を要しない場合	次のいずれかの要件に該当する場合
			1 \ \ T\=\ \_\	
			V · 2000 🖂	①終末処理施設を有する下水道施設に接続する場合
			V ·3m □	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が
			V ·300 🗆	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が 500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域
			V -90 G	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が 500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域 (政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が 500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域 (政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が 500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域 (政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合 又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合 1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合 1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況。
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況。
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下 「COD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点をび流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下GOD」という。)の状況。 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下のD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集
				②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集3事業計画に基づく把握
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況 ③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合 1.調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下500」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD 2.調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水が排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握 1.予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水が排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握  1. 予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への利用への影響の程度
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2. 調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点をび流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握  1. 予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1.調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2.調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握  1.予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否  2.予測対象時期
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1目の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1.調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2.調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水が排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握  1.予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否  2.予測対象時期 ①上物からの排出水の排出が定常状態となる時期
			調査手法	②合併処理浄化槽を設置する場合にあって、浄化槽の人槽の合計が500人以下(瀬戸内海環境保全特別措置法に定める関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)にあっては、200人以下)である場合又は1日の通常の排出水量が50㎡未満である場合  1.調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及び生物化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量(以下BOD」という。)の状況。③上物からの排出水の量及びBOD又はCOD  2.調査地域及び調査地点 ①上物からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては上物からの排出水の排出地点、上物からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点  3.調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ 3日以上(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握  1.予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否  2.予測対象時期

			3. 予測方法     ①解析式による計算(解析にあたっては、河川の流量については低水流量又は全測定結果のうちの最小値を使用し、上物からの 排出水の量及びBOD又はCODについては最大値を使用すること) ②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用 ③計算結果を踏まえた解析
	工場の操業 こ伴う施設	評価の視点	・下流域の利水地点における水の利用への影響 ・排出水による影響を受ける地点における環境基準への適否
<u>*</u>	等からの排	評価を要しな	なし
ļ		<u>い場合</u> 調査手法	1. 調査項目 ①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及びBODの状況、海域又は湖沼にあってはCODの状況 ③工場からの排出水の量及びBOD又はCOD 2. 調査地域及び調査地点 ①工場からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては工場からの排出水の排出地点、工場からの排出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはCODに係る有機物の拡散の特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点 3. 調査方法 ①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ3日以上
		予測手法	(1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集 ③事業計画に基づく把握 1.予測項目 ①調査地点におけるBOD又はCODの将来予測値 ②BOD又はCODの将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における水の利用への影響の程度 ③BOD又はCODの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否
			2. 予測対象時期 ①事業活動が定常状態となる時期 ②利水時期を踏まえて水の利用への影響が最大となる時期 ③事業活動が定常状態となる時期 3. 予測方法 ①解析式による計算(解析にあたっては、河川の流量については低水流量又は全測定結果のうちの最小値を使用し、工場からの 排出水の量及びBOD又はCODについては最大値を使用すること) ②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用 ③計算結果を踏まえた解析
	里立てに伴 う閉鎖性水	<u>評価の視点</u> 評価を要しな	閉鎖性水域の水質への影響
	或の出現	い <u>場合</u> 調査手法	なし 1. 調査項目 ①埋立てに伴い発生する閉鎖性水域の面積 ②埋立てに伴い発生する閉鎖性水域に流入するCODに係る有機物、全窒素(以下「T-N」という。)及び全燐(以下「T-P」という。)の負2. 調査方法 ①事業計画に基づく把握 ②事業計画に基づく把握
		予測手法	<ol> <li>予測項目     ①閉鎖性水域に蓄積する負荷量の程度</li> <li>予測対象時期     ①埋立地の完成後の環境影響を的確に把握できる時期</li> <li>予測方法     ①事例の引用又は解析</li> </ol>
( <u>*</u>	出水	評価を要しない場合	・下流域の利水地点における水の利用への影響 ・排出水による影響を受ける地点における環境基準への適否 排水基準を定める総理府令(昭和46年6月21日総理府令第35号)に定め られた窒素含有量及び燐含有量に係る排水基準の適用を受けない場合
l		調査手法	1. 調査項目

			①利水地点の位置、利水の目的及び利水の時期 ②河川にあっては下流域における流量及びT-N、T-Pの濃度の状況、海域又は湖沼にあってはT-N、T-Pの濃度の状況 ③工場からの排出水の量及びT-N、T-Pの濃度
			2. 調査地域及び調査地点 ①工場からの排出水が流入する水系において、排出水が100倍以上に
			希釈されるまでの範囲内 ②河川にあっては工場からの排出水が排出される地点、工場からの排
			出水が流入する水系において排出水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点をびに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び
			流量が変動する地点とし、海域又は湖沼にあってはT-N、T-Pの拡散の
			特性等を踏まえ、環境影響を適切に把握できる地点又は利水地点 3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査 ②現地調査(1日の通常の排出水量が1,000㎡以上の場合は1ヶ月間
			隔程度、1,000㎡未満の場合は1週間間隔程度でそれぞれ3日以上 (1日につき3回以上)とする。)又は既存資料の収集
		予測手法	③事業計画に基づく把握 1. 予測項目
			①調査地点におけるT-N、T-Pの濃度の将来予測値 ②T-N、T-Pの濃度の将来予測値を踏まえた下流域の利水地点における 水の利用への影響の程度
			③T-N、T-Pの濃度の将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否
			2. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期 ②利水時期を踏まえて水の利用への影響が最大となる時期
			③事業活動が定常状態となる時期 3. 予測方法
			①解析式による計算(解析にあたっては、河川の流量については低水 流量又は全測定結果のうちの最小値を使用し、工場からの排出水の量
			及びT-N、T-Pの濃度については最大値を使用すること) ②計算結果を踏まえた解析又は事例の引用
1.55) - 17	2 2 [2] -	37. br. o. kr. b	③計算結果を踏まえた解析
	ゴルフ場に	評価の視点	農薬成分による公共用水域の水質への影響
る農薬	おける農楽 の散布	評価を要しな い場合	農薬の散布を行わない場合
		調査手法	1. 調査項目   ①使用する農薬の種類、量及び使用方法
			2. 調査方法 ①事業計画に基づく把握
		予測手法	1. 予測項目
			①調整池出口における農薬の濃度 2. 予測対象時期
			①農薬の種類ごとの散布時期 3. 予測方法
底質	埋立工事	評価の視点	①事例の引用又は解析 埋立材に含まれる有害物質による周辺海域への影響
瓜貝	生五工事	評価を要しな	生立物に含まれる有音物質による同辺海域、10分影管なし
		い場合 調査手法	1. 調査項目
			①埋立材に含まれる有害物質 2. 調査方法
		予測手法	①現地調査又は既存資料の収集 1. 予測項目
		1 1/4 1 144	①埋立材から浸出する有害物質による周辺海域への影響
			2. 予測対象時期 ①有害物質による影響が最大となる時期
			3. 予測方法 ①事例の引用又は解析
	海域等の	評価の視点	底質中に含まれる有害物質による周辺海域への影響
		評価を要しな い場合	埋立材に用いる底質のしゅんせつを行わない場合
-			
		調査手法	1. 調査項目 ①しゅんせつを行う海域の底質中に含まれる有害物質

I !	Ī	l	①現地調査又は既存資料の収集
1		予測手法	1. 予測項目
1		1 101 1 14	①しゅんせつ工事により拡散する底質中に含まれる有害物質による周
			辺海域への影響
			2. 予測対象時期
			①有害物質による影響が最大となる時期
			3. 予測方法
			①事例の引用又は解析
土壌汚染	造成工事	評価の視点	切土、搬入する土の安全性
工农门木	起放工事	評価を要しな	切土部分及び搬入土砂の利用履歴等を調査し、土壌汚染の履歴がない、
		い場合	者しくは土壌汚染の危険性がないと判断された場合
		調査手法	1.調查項目
			①土壌中の有害物質の濃度
			2. 調査地域
			①切土・土砂搬入元
			3.調査方法
			①事業計画に基づく把握
			②現地調査又は既存資料の収集
			③既存資料の収集等
		予測手法	1. 予測方法
		1 例子仏	①事例の引用又は解析
	工担におけ	評価の視点	土壌汚染に係る影響
		評価を要しな	工場において原料・材料としての有害物質の取扱い又は製品としての製
	の取扱い又		造がない場合
	は製造	調査手法	1.調査項目
	13.双道	MH 五 1 四	①工場において使用する原料・材料及び製造する製品(有害物質を含
			むもの)
			②土地利用の経緯
			2. 調査地域
			②工場敷地内
			3. 調査方法
			①事業計画に基づく把握
			②既存資料の収集等
		予測手法	1. 予測項目
			①有害物質の取扱い又は製造による土壌汚染の可能性
			2. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①有害物質の漏出対策を踏まえた事例の引用
騒音	建設機械・	評価の視点	周辺の人家等への影響
		評価を要しな	作業を行う区域から概ね200mの範囲内に騒音による影響を受ける対象
	の稼働	い場合	(人家等) が存在しない場合
	1,3,1,5,3	調査手法	1. 調査項目
		1,4	①騒音による影響を受ける対象(人家等)の位置
			②建設機械・掘削機械等の種類、稼働台数及び作業スケジュール
			2. 調査地域
			①作業を行う区域から概ね200mの範囲内
			3. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
			②事業計画に基づく把握
		予測手法	1. 予測項目
			建設機械・掘削機械等の種類、稼働台数及び作業スケジュールを踏ま
			えた騒音レベル
			2. 予測地点
			①敷地境界
			②最近傍の人家等
			3. 予測対象時期
			①建設機械・掘削機械等の稼働状況を踏まえ、敷地境界での影響が最
			大となる時期
			②建設機械・掘削機械等の稼働状況を踏まえ、最近傍の人家等での影
			響が最大となる時期
	I	ĺ	4. 予測方法
[			性, 了例为 伍
			①解析式による計算又は事例の引用

	材・土砂等 の運搬	評価を要しない場合	運搬車両のすべての通行経路において、次のいずれかの要件に該当する場合 ①運搬車両の通行による1日当たりの交通量の増加分が将来交通量
			(現況交通量+運搬車両の通行量)の2%以下の場合 ②運搬車両の通行量が1時間当たり最大40台以下の場合
		調査手法	1. 調査項目 ①運搬車両の通行経路ごとの1日当たり及び1時間当たりの通行量 ②騒音による影響を受ける対象(人家等)の位置
			<ul><li>2. 調査方法</li><li>①事業計画に基づく把握又は事例の引用</li><li>②既存資料の収集又は現地調査</li></ul>
		予測手法	1. 予測項目 ①事業計画を踏まえた運搬車両の通行経路近傍の人家等への影響の程度
			2. 予測対象時期 ①運搬車両の通行量が最大となる時期
	工用の担要	証ケの知上	3. 予測方法 ①事例の引用又は解析
	工場の操業	評価の倪息	周辺の人家等への影響
	に伴り騒音 を発生する 施設の稼働	評価を要しない場合	次のいずれかの要件に該当する場合 ①騒音規制法に定める特定施設を設置しない場合 ②騒音を発生する施設から概ね200mの範囲内に騒音による影響を受
		細木工汁	ける対象(人家等)が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目     ①工場に設置する騒音を発生する施設の種類及び稼働台数     ②騒音による影響を受ける対象(人家等)の位置
			<ol> <li>調査地域</li> <li>②騒音を発生する施設から概ね200mの範囲内</li> <li>調査方法</li> </ol>
			①事業計画に基づく把握 ②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目 騒音を発生する施設の種類、稼働台数を踏まえた騒音レベル 2. 予測地点
			①敷地境界 ②最近傍の人家等 3. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期 ②事業活動が定常状態となる時期
			4. 予測方法     ①解析式による計算又は事例の引用     ②解析式による計算又は事例の引用
振動	建設機械・	評価の視点	周辺の人家等への影響
	掘削機械等 の稼働	評価を要しない場合	作業を行う区域から概ね100mの範囲内に振動による影響を受ける対象 (人家等)が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目 ①振動による影響を受ける対象(人家等)の位置 ②建設機械・掘削機械等の種類、稼働台数及び作業スケジュール
			<ol> <li>調査地域     ①作業を行う区域から概ね100mの範囲内</li> <li>調査方法</li> </ol>
			①既存資料の収集又は現地調査 ②事業計画に基づく把握
		予測手法	1. 予測項目 建設機械・掘削機械等の種類、稼働台数及び作業スケジュールを踏ま えた振動レベル
			2. 予測地点 ①敷地境界
			②最近傍の人家等 3. 予測対象時期 ①建設機械: 掘削機械等の稼働状況を踏まえ、敷地境界での影響が最
			大となる時期 ②建設機械・掘削機械等の稼働状況を踏まえ、最近傍の人家等での影響が最大となる時期
			4. 予測方法 ①解析式による計算又は事例の引用

1	l	1	②解析式による計算又は事例の引用
	工事用資	評価の視点	運搬車両の通行経路近傍の人家等への影響
		評価を要しな	運搬車両のすべての通行経路において、運搬車両の通行量が1時間当た
	の運搬	い場合	り最大40台以下の場合
		調査手法	1. 調査項目
			①運搬車両の通行経路ごとの1時間当たりの通行量
			②振動による影響を受ける対象(人家等)の位置
			2. 調査方法 ①事業計画に基づく把握又は事例の引用
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①事業計画を踏まえた運搬車両の通行経路近傍の人家等への影響の程
			度
			2. 予測対象時期
			①運搬車両の通行量が最大となる時期
			3. 予測方法
	工相の担条	気圧の知と	①事例の引用又は解析
		評価の視点 評価を要しな	周辺の人家等への影響 次のいずれかの要件に該当する場合
	を発生する		①振動規制法に定める特定施設を設置しない場合
			②振動を発生する施設から概ね100mの範囲内に振動による影響を受
	施設の稼働		ける対象(人家等)が存在しない場合
		調査手法	1. 調査項目
			①工場に設置する振動を発生する施設の種類及び稼働台数
			②振動による影響を受ける対象(人家等)の位置
			2. 調査地域
			②振動を発生する施設から概ね100mの範囲内
			3. 調査方法
			①事業計画に基づく把握 ②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
		1例于仏	振動を発生する施設の種類、稼働台数踏まえた振動レベル
			2. 予測地点
			①敷地境界
			②最近傍の人家等
			3. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期
			②事業活動が定常状態となる時期
			4. 予測方法
			①解析式による計算又は事例の引用
地盤沈下	造成地の上		②解析式による計算又は事例の引用 地盤沈下に係る影響
上巴金融(九二)		評価を要しな	
	における地	い場合	供用時の主たる用水として地下水の揚水を行わない場合
	下水の揚水	調査手法	1. 調查項目
	による地下		①地下水の揚水試験に係る情報
	水位の低下		2. 調査方法
		マ油エ連	①既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目 ①地下水の揚水に伴う地盤沈下の発生の可能性
			2. 予測対象時期
			①上物による地下水の揚水が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①揚水試験の結果を踏まえた解析、その他の解析又は事例の引用
		評価の視点	地盤沈下に係る影響
		評価を要しな	工業用水として地下水の揚水を行わない場合
	水の揚水に よる地下水		1. 調査項目
	せの低下		1. 調査項目   ①工場敷地及びその周辺の地質の状況
	1 12 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		②工場敷地及びその周辺の地盤沈下の有無
			③工場敷地周辺における地下水の利用状況
			2. 調査方法
			①既存資料の収集又は現地調査
			②既存資料の収集
			③既存資料の収集又は現地調査

		予測手法	1. 予測項目
			①地下水の揚水に伴う地盤沈下の発生の可能性
			2. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①地盤の圧密に関する解析、その他の解析又は事例の引用
悪臭	工場におけ	評価の視点	周辺環境への影響
- / 1		評価を要しな	工場において原料・材料としての悪臭を発生させる物質等の取扱い又は
	生させる物		製品としての製造がない場合
	質等の取扱		1. 調查項目
	い又は製造		①工場において使用する原料・材料及び製造する製品(悪臭を発生す
	7 113 24.0		る物質を含むもの)
			②気象の状況
			・毎月の風向別頻度
			2. 調査地点
			②最寄りの気象観測点等又は事業実施区域の気象状況を最もよく把握
			できる場所
			3. 調査方法
			①事業計画に基づく把握
			②既存資料の収集又は現地調査
		予測手法	1. 予測項目
			①悪臭を発生する物質の取扱い又は製造による悪臭に係る環境影響の
			発生の可能性
			2. 予測対象時期
			①事業活動が定常状態となる時期
			3. 予測方法
			①悪臭の漏出対策を踏まえた事例の引用
廃棄物	工場の稼働	評価の視点	工場の稼働に伴い発生する廃棄物の抑制及び適正な処理
	に伴う発生	評価を要しな	なし
		い場合	1/4 C
		予測手法	1. 予測項目
			①工場の稼働に伴い発生する主たる廃棄物の種類及び量
			②工場の稼働に伴い発生する主たる廃棄物の処理の方法
			2. 予測方法
			①事業計画に基づく把握又は事例の引用
			②事業計画に基づく把握
			<b>少ず木町酉に−−・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>